

## 第3章

# 戦後再建への道

## 1. 新生・関東電化工業の出発

### 財閥解体と賠償指定

戦後半世紀の余を経た今日、戦後体験の風化は着実に進んでいるが、わが国の近代史に明治維新と並ぶエポックをなすのが前大戦における敗戦である。3年9カ月に及ぶ太平洋戦争、さかのぼれば昭和6年(1931)の満州事変に端を発する15年戦争の終結は、未曾有の惨禍と引き換えに平和の日々をもたらしたが、敗戦日本には焦土と、壊滅した産業、焼け出された飢えに苦しむ国民が残され、7年近くわたって占領下に置かれることになった。日本民族にとって敗戦はむろんのこと、占領軍の膝下に伏すのは開闢<sup>かいびやく</sup>以来の体験である。

わが国に対する占領政策(米国の対日政策)は、大戦後の世界情勢の変化を反映して、当初の苛斂誅求<sup>かれんちゆうきせう</sup>な内容が緩和されることになるが、基本的には戦前の天皇制にもとづく国家体制を解体し、非軍事化と民主化の推進を徹底させることによって新しい社会構造を構築することにあつた。このため、GHQは矢継ぎ早に指令<sup>注1)</sup>を発し、政治経済体制は言うに及ばず、教育・文化の領域に至るまで、変革の嵐が吹き荒れた。

それらについてここで多くふれる紙数はないが、軍需会社として生まれ、実際の生産活動6年足らずで敗戦を迎えた当社が最も大きな影響を受けたのは財閥解体である。

昭和20年11月、GHQは15財閥に資産凍結令を出し、これを受けて政府は制限会社令を公布、21年4月に持株会社整理委員会法を施行、解体の推進機関として持株整理委員会が発足した(同年8月)。そして古河、浅野両財閥が解体の対象に指定されたため、当社の株式は持株整理委員会の管理するところとなり、24年6月にその一部が当社従業員のうち希望者に売却された後、全部が公開処分された。こ

うして古河電工、旭電化、関東水力との資本関係が断たれ、また初代社長の浅野は公職追放令(21年1月)により社長を辞任、21年5月15日の取締役会で代表取締役社長に浦野三朗が、同専務に山下美通雄が選任された。

一方、占領政策のもう一つの支柱である賠償計画については、20年12月に発表されたポーレー賠償計画の中間報告では、軍需工場設備の賠償撤去による物納中心の内容だった。すなわち、賠償金は求めず、陸海軍の工場や鉄鋼、造船、航空機、電解ソーダなどの軍需施設の過半数を撤去し、わが軍が侵略したとされる東南アジア各国に供与するとともに、それらの設備が新品同様に維持管理することを命ずるというものだった。が、21年11月に発表された最終案では、内容は中間報告より一段と企業にとって厳しいものになっていた。

これより先の同年8月22日、渋川工場は賠償工場の指定を受け、マグネシウムはむろんのこと、か性ソーダ設備も指定されていて、運転することはもとより改造をすることも許されなかった。

### 再生への第一歩

さて、敗戦直後の混乱のなかで、当社はどのように再生への道を探っていったのだろうか。

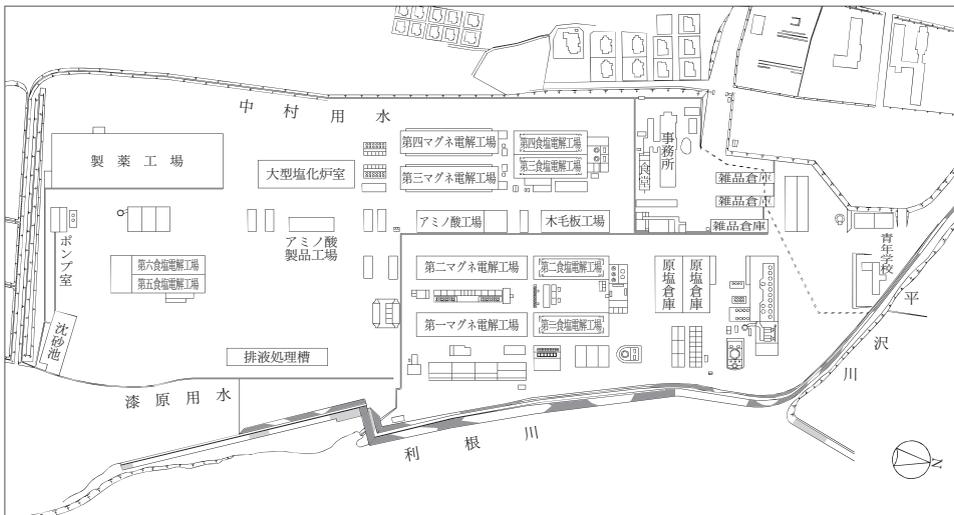
昭和20年(1945)8月15日の戦争終結を経てまもなく連合軍の進駐が始まったが、8月末には本社事務所が置かれている東京海上ビルが連合軍に接収され、立ち退きを強制された。事務所にあった応接セットや役員用机など高級家具・什器も接収された。とりあえず、日比谷の帝国生命館に移転したが、そこも21年早々に進駐軍に接収され、ここでも残っていた家具のうち程度のよいものは押収され、裸



本社事務所が入居した築地・懇話会館

同然で緊急避難的に日本橋高島屋の、窓のない屋根裏部屋に移転したのだった。しかし、とても事務所として使用できる代物ではなく、奔走の挙げ句やっとのことで築地の懇話会館(京橋区築地3-10-10)に空き室を見つけ、移転したのである。

なお、本社については、戦争末期



戦後まもなくの渋川工場配置図

に空襲が激しくなると八王子市に分室を設置し、職員の一部が疎開していたが、その多くは、敗戦処理にともなう工場従業員の大量整理とともに順次、解職された。本社事務所が転々とし、再開の目処も立たない情勢では本社社員といえども致し方ない処置であったというべきであろう。

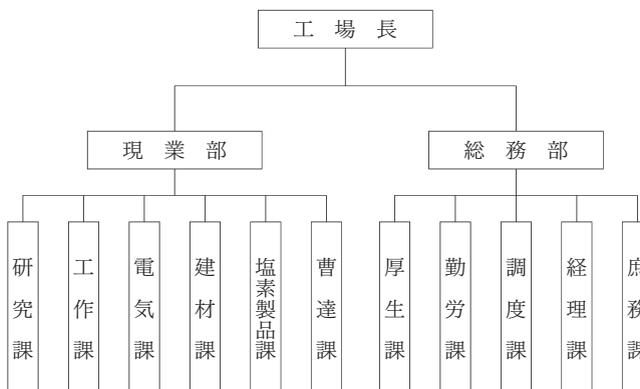
ひるがえって、渋川工場の戦後はどのように推移したのだろうか。終戦時、渋川工場は千数百人の職員・作業員を擁していたが、終戦後まず学徒勤労者(仙台の旧制第二高等学校、桐生高等専門学校など)、女子挺身隊を解除し、次いで新規応徴工、一般女子工員などを家庭に復帰させた。この結果、9月末の時点で二百数十人にまで減少した。

ところで、渋川工場は終戦直前に空襲を受け、8月はほとんど生産活動ができなかったため、終戦の時点で製品在庫は皆無であった。残留従業員を食べさせるには工場資産の売却より術<sup>すべ</sup>がなく、昭和20年度下期の決算報告でも、収入のすべては側線倉庫などの資産売却分となっている。電解ソーダメーカーでも液体塩素の設備をもっていたところは、米軍の水道水殺菌用の需要に応えるべく年内に操業を開始することができたが、当社にはその設備もなく、民需産業への転換を期して、20年10月25日に群馬県知事宛てに許可申請を出したがすぐには認められなかった。

改めて12月19日に米軍77軍政本部(群馬軍政部)に「か性ソーダ、塩酸、アミノ酸、マグネシア硬化板(木毛板)、煉瓦、木工製品」の製造について許可申請を行ったと

ころ、翌21年1月24日に軍政部よりか性ソーダ、塩酸を除いて許可が下り、29日群馬県知事より企業許可令による事業開始の認可が下りたのであった。このように操業開始が遅れたため、復員してくる

図4 渋川工場の組織図(昭和21年1月)



従業員を受け入れられる状況ではなく、20年の年末にすべての従業員をいったん解雇し、明けて21年1月8日、約170人の必要人員を再雇用するという措置を取ったのであった。

製造を許可された品目は当面先の4品目だけであったが、ともあれ生産再開の見通しがついたわけで、生産予定品目に合わせ、1月16日に新しい職制(図4)を定め、工場再開に向かって新体制を発足させたのである。

### 賠償指定に懸命の抵抗

復興期における生産品目と生産の状況については一括して後述するが、アミノ酸醬油と木毛板の生産を細々と続けながら、きたるべき電解のフル操業に向かって、許可品目の拡大を窺っていたところ、昭和21年(1946)8月22日、GHQの指令により渋川工場が賠償指定された旨の通知を受ける。

か性ソーダの賠償指定は、まず21年6月東洋曹達(現東ソー)が指定され、12月から操業を停止した。電解法では8月に日本曹達二本木工場が指定され、以下14社18工場が相次いで指定を受け、操業を停止した。これに対し業界あがてGHQに日参し、指定の解除、施設の転換、一時使用などの認可を申請したが、GHQは11月の覚書で、賠償物件の撤去が実施されるまでの間、①賠償に該当しない代替施設がない、②適当な期日に代替施設が使用できない、③生産品が日本経済または占領軍にとって不可欠なものである、以上3条件を満たす場合に限り、民需産業への転換を許可することにしたのである。

当社も賠償指定の通知と同時に、それまで軍政部の認可で細々と運転していた

電解槽を直ちに停止せよとの通達を受けたが、それではアミノ酸醤油も木毛板も製造不可能になる。直ちに運転停止の延期を申し入れるとともに、民需用電解の運転は群馬軍政部の許可を受けたものであることを改めて軍政部ならびにGHQに陳情具申したが、軍政部はGHQの命令は至上命令だと言い、GHQは、賠償指定は日本政府に委任し決定することになっているので、日本政府に交渉すべき問題であるとの回答であった。

そこで苦し紛れの策として、工場に貯蔵中の原料塩が消費されるまで操業を黙認してもらうことにして、嘆願書を商工省の化学課に提出する一方、そのコピーをGHQにも提出したのである。ところが、この嘆願書に対する化学課の対応は、はなはだ煮え切らないものであり、日本政府の無力を味わされる結果となった。

しかし慨嘆していても始まらない。工場の操業は従来どおり続けながら、当時日米間の折衝に幅を利かせていた、日本橋本町にある「総合アメリカ研究所」に幹旋を依頼し、同研究所を仲介役として会社の窮状を訴え続けたところ、どうにか当社の言い分が通り、「原料塩の在庫が消費され尽くすまで、操業継続を黙認する」というところまで漕ぎ着けたのだった。それと同時に、同研究所の調査で、地方軍政部の事業転換許可は暫定措置であり、正式な許可はGHQの企業再建整備計画にもとづく事業転換許可が必要であることが判明したのである。

### 軍事裁判を受ける

そこでGHQに対し、渋川工場の無制限生産許可と賠償指定解除の申請を行うことにし、まず第一段階として、製造中のアミノ酸醤油が戦後乏しい食生活に必須の調味料であることを全国農業会会長に証明してもらい、その証明書を足場に片山内閣の平野農林大臣から、当社の事業転換における食品業界への貢献は絶大であるとの証明書をもらおうとはかったのである。

前者の証明書はスムーズに入手できたが、後者は難航した。なにぶんにも当社は戦後にわかに全国農業会を通じて食品業界に乗り出した新参者であり、なかなか理解が得にくい状況にあったからである。そのため、会社の沿革そして事業転換の経緯を説明する一方で、生産量に見合うか性ソーダ、塩酸の原料供給の確約を食品局の係官に納得させるのに大変な時間を費やさなければならず、やっと農林大臣のお墨付きをもらったのは、昭和21年(1946)も中秋になってからであった。

直ちにそれぞれの証明書を総合アメリカ研究所にもち込み、英文に翻訳、書類を整えた。前橋市軍政部には浦野社長自ら申請に赴いて、すでに軍政部により一部操業を許可されている事実についてサインを懇請したところ、翌日にはサインを受領することができ、関係書類が整った。すなわち、無制限生産許可申請書、賠償指定解除申請書、これに添付する全国農業会会長証明書、農林大臣証明書、軍政部の一部操業許可書などを一括して、21年11月初め、総合アメリカ研究所を通じてGHQに申請したのである。

しかし、この申請書は結果的に米国の対日政策が変更をみる昭和23年まで棚上げされてしまう。それどころか、申請後1カ月余りの21年12月13日には、群馬軍政部のカーペンター大尉が突如、渋川工場の視察に現れ、高瀬工場長に翌日出頭を命じて引きあげた。翌日出頭すると、フォード司令官から軍政部の命令違反の操業を行ったので、軍事裁判に告発する旨言い渡され、操業許可証も取りあげられてしまったのである。

この年における電解槽の運転は、4月が6槽、5月～8月が8槽だったが、9月以降は16槽以上になり、か性ソーダ、塩酸ともに自家用以外に若干の市販をしていた模様である。8月23日には群馬軍政部に増槽を申請したが、受理されなかった。か性ソーダと塩酸は、原則として製造禁止品目であり、許可数量を超えた生産が違反行為として告発されたわけである。

前橋の軍事裁判は20日午前10時に開廷され、12時に閉廷というスピード結審で、次のような趣旨の判決が下された。

- ①故意に軍政部命令に違反したものとは思われない。
- ②しかし命令違反は事実である。
- ③関東電化と同じような間違いをしているところがほかにもある。関東電化だけを特別視することはできない。
- ④したがって会社に対し、停止期間中に製造した製品相当の罰金として金6万円を課す。
- ⑤今後とくに賠償指定工場は軍政部との連絡を密にして、命令や指示に注意し、絶対間違いのないようにしてもらいたい。

上記のように判決は常識的なものであった。当初は米軍の命令違反に問われたというので深刻に受けとめられたが、裁判官は当社に対して同情的で、23日には

操業停止も解かれた。が、これが契機となってその後軍政部関係の手続きには細心の注意を払い、許認可関係の交渉は円滑に進むようになったのである。

### 厳しい情勢続く

ただ、当社にとって厳しい情勢に変わりはない。同業のソーダ各社も増産を陳情していたが、占領軍にとって必要な液体塩素を除いては基本的に許可されなかった。そのうえ、当社にはいくつかのハンデが重なっていた。まず、賠償指定工場は設備機械の償却が少ない新設工場であること、原料塩が輸入のため臨海工場を温存し、立地条件の悪い内陸工場は切り捨ての方針が採られたことなどである。加えて、戦時中は軍部の増産命令に応じてマグネシウムの生産に傾注したため、か性ソーダを統制する化学工業統制会に所属していたものの、同統制会になにかと不義理を重ねることが多かったため、その反動で戦後はソーダ工業会から冷視されていた。

戦後のソーダ工業にとってしかも運が悪かったのは、昭和20年(1945)、翌21年の国内産塩が風水害と煮詰め用の石炭不足、労働力不足などによりはかばかしくなかったことである。輸入塩はGHQの買い付けであったが、戦前の中心だった近海塩は戦後の混乱で直ちには入手できず、食用すらも不足するという極端な飢餓状態にあった。

ソーダ工業会では、占領軍の液体塩素需要に応えることによって、生産解除につながようという動きも出たが、塩不足が長く続いたため、液体塩素工場に原料塩が優先配給されただけに終わった。結局のところ、米国の占領政策が転換し、原料塩の供給がしだいに回復してきた23年までは、さまざまなこれらの努力も報われることなく、復興の意欲をもちながらも多くの企業が先行きの見通しがつかない混沌のなかで苦しい経営を余儀なくされたのだった。

## 2. 復興期の生産

### アミノ酸醬油に進出

話はやや前後するが、結局のところ、戦後の事業の中核となる電解ソーダの生産解除にともなう本格的な生産再開は昭和23年(1948)6月まで待たねばならず、そ

の間は、わずかに許されたか性ソーダ、塩酸を利用できる食品工業へ進出することにより、平和産業への転換をはかることになったのである。

その第一はアミノ酸醤油だった。敗戦にともなう食料危機は深刻であったが、とりわけ穀類の不足で、醸造による味噌・醤油の製造はほとんど不可能になった。アミノ酸醤油はここに着目したもので、当時でも比較的入手が容易な魚粉や、養蚕地帯の土地柄多く産出される蚕の蛹などを塩酸で分解してつくれるアミノ酸で、醤油を化学合成しようと企図したわけである。20年12月ごろから研究開発に取り組み、21年2月に生産を開始した。

当時、化学醤油としてのアミノ酸醤油の製法は、魚粉などの蛋白に塩酸を加え、蒸気などで加熱するのが一般的だったが、石炭の生産が戦前の10分の1程度にまで落ち込んでいた情勢では、熱エネルギーを確保することは容易ではなかった。他方、当社の方法は、反応槽にカーボン電極を差し込み、電気により内部加熱するという独自のもので(製法特許取得)、エネルギー効率がよく、製造許可にあたって当局からも高く評価された。

ただ、実際の製造にあたってはまず反応槽を何でつくるか、まだ化学機器メーカーも復活していない状況では、自らの手であり合わせの材料でつくるよりほかなく、工場にたくさんあった塩素ガスの吸収除害用に使用していた直径1mほどの土管を2本つなぎ合わせて反応槽としたのだった。

当初できた製品はこげ臭かったが、反応条件など工夫してまもなくおいしい醤油がつかれるようになる。原料には、当初1～2年は入手が容易な脱脂後の鰯が主体だった。蚕の蛹も使用されたが、製品に臭気や味の問題があることに加え、入手時期、数量に限りがあり、最初のうち少量が使用されただけであった。昭和23年に入ると、脱脂大豆が手に入るようになり、原料も大半がこれに代わった。大豆のような植物性蛋白は臭気などの問題はまったくなかったが、味が薄いためカジメなどの海藻を加えた。さらに24年になって醤油の統制が廃止されると、消費者の嗜好も贅沢になり、これに合わせて、麴こうじでつくった醸造醤油を混合して出荷するようになる。しかし、そうなるともはや化学醤油ではなくなり、普通の醤油と変わるところがなくなり、ブランドの競争になる。

販売先は醸造醤油業者も加盟している県の農業組合だったが、統制が解除され、また醸造用穀物の手当ても楽になると、醸造業者自身が穀物でアミノ酸醤油を自

純化し始め、当社など化学会社からのアミノ酸醬油の引き取りを減少させる一方、塩酸を欲しがらるようになった。アミノ酸醬油は供給過剰になり、最大手の味の素を筆頭に値下げ競争が始まり、27年上期には製造を中止することになるのである。

しかしアミノ酸醬油は、戦後の当社経営を支えた最大の支柱であった。製造期間中は、研究と製造が連携して品質改良に熱心に取り組み、これが良質で評判のいい製品を世に送り出し、結果的に復興期の経営を長く支えることができたのである。

なお、アミノ酸醬油のほかにも、戦後の復興期の一時期、食料逼迫の視点から、醬油着色剤(ソヤブロン)、アルギン酸ソーダ、マーガリンなど、いくつかの食品製造に手を染めた。

醬油着色剤は、上記アミノ酸醬油の企業化にともなって自社生産をはかったものである。通常カラメルを使用するが、原料の砂糖が入手困難だったため、代用品としてソヤメラミン系の着色剤を開発したのだった。商品名は社内懸賞募集し、「ソヤブロン」とネーミング、昭和22年3月から製造を開始した。醬油用のほかに佃煮用にも需要が開けたが、本来の良質なカラメルが出まわるようになったため、23年6月製造を中止した。

アルギン酸ソーダは、ソヤブロンに代わる製品として企画されたものだ。当時、食料事情は依然として窮乏し、もち米などはすべて食用向けで工業用糊材には使用できなく、織物の捺染用糊はほとんど生産されていなかったし、食品の粘強材や製紙のサイジング材なども逼迫していた。これに着目し、食用に適さないカジメ(海草)を原料とするアルギン酸ソーダの製造に向かったのである。カジメは当時、房総沖で大量に採取され、これを天日乾燥したものを渋川工場に運んだが、しだいに原料の買い付け集荷が困難となり、1年ほど(昭和23年5月~24年7月)で停止した。

マーガリンの製造も、戦後のパン食の増加にともなうバター、マーガリンの需要増に着目したものである。たまたま<sup>しかい</sup>斯界の先達である旭電化の指導が受けられたこともあって、アルギン酸ソーダを停止した24年7月から製造を始めた。品質で旭電化に劣らない良質のものが月に約3トン生産されたが、販売網が弱いため販路が拡大できず、27年2月に中止する。

## 木毛板の製造

これら食品分野以外にも種々の木工製品や、アミノ酸醤油の製造過程で生まれる油の有効利用をはかった石鹼の製造なども試みたが、いずれも過渡期の生産で終わった。そうしたなかで、アミノ酸醤油に次ぐ実績をあげ、復興期の経営を支えたのがマグネシア硬化板(木毛板)である。

終戦から復興への一時期、多くの工場では残された資材でさまざまなモノをつくり、今日明日の糧を得たという記録が残されているが、木毛板もその口である。終戦時、渋川工場には金属マグネシウムの原料であるマグネシウム鉱石の在庫がかなり残っていた。その有効利用として考えられたのが、マグネシアセメントを硬化材とする木工製品である。群馬県という木材が容易に入手できる地の利もあった。

マグネシアセメントとは、酸化マグネシウムと塩化マグネシウムを混合して練り合わせたもので、技術的には御手の物であった。当初は木粉をマグネシアセメントで固め、建築の外壁材を目論んだが、基本的に水に弱い欠点をもっているため、内装用建材としての木毛板の製造に切り替えた。木毛は木材を細く薄く削ったもので、昔は果物や瀬戸物の包装クッション材として使われていた。これをフェルトのように成形し、セメントを染み込ませ乾燥したものが木毛板である。

しかし実際には、昭和21年(1946)8月に生産を開始したものの、どうにか販売実績をあげたのは22年暮れまでで、23年3月には事実上、製造を中止した。

木毛板は良質のものでも、外見がいかにも安物の代用建材にみられるため、終戦直後のバラック建築用の需要が終息し、本格的な建築が始まると需要が急速に衰えたためである。その後はマグネシアセメントでスレート板などを細々をつくったが、ほとんど需要をつかむことができず、23年上期末で建材部門も廃止された。

このように、現実の生産・販売活動は実質1年半ほどにすぎなかったが、戦後の建築資材の供給という点では、いささかなりとも国の再生・復興に貢献したことは間違いなし、当社の平和産業への転換という点では、か性ソーダの生産解除に至るまでのつなぎ商品としての役割も担ったのである。

## さまざまな研究テーマ

敗戦後のスタートにあたって、新しい職制が生まれ、上述のように食品をはじめ